

令和元年7月21日
ワ イ ズ 法 律 事 務 所

ワ イ ズ 法 律 事 務 所 一般事業主 行動計画

所員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和元年7月21日～令和4年7月20日までの4年間

2. 内容

目標1：育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、
労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知を図る。

<対策>

●令和元年7月～

- (1) 法定に基づく育児休業規程の策定をする
- (2) 策定した規程について社員に周知をする

目標2：育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備を行う。

<対策>

●令和元年7月～

- (1) 所員の具体的なニーズ等を把握する
- (2) 育児休業者の代替要員の確保や業務内容、業務体制の見直しを行う
- (3) 育休期間中の所員への情報提供を定期的に行う
- (4) 未就学児童を育てる従業員のうち希望する者が利用できる制度として、
短時間勤務制度を実施する